別表第１（第６条関係）　法第108条第１項の規定に係る第一号基礎的電気通信役務の提供に要した原価及び第一号基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額明細表

［略］

		収益の額	設備管理部門の第一号基礎的電気通信役務原価		設備利用部門の第一号基礎的電気通信役務原価	第一号基礎的電気通信役務原価
			うち第一種公衆電話機台数削減以外の原価	うち第一種公衆電話機台数削減原価		
１　施行規則第14条第１号に掲げるもの	(1)　同号イに掲げるもの					
	(2)　同号ロに掲げるもの					
	小　計					
２　施行規則第14条第２号に掲げるもの	(1)　同号イに掲げるもの					
	(2)　同号ロに掲げるもの					
	小　計					
３　施行規則第14条第４号に掲げるもの	(1)　同号イに掲げるもの					
	(2)　同号ロに掲げるもの					
	小　計					
合　計						

［注１　略］

別表第１（第６条関係）　法第108条第１項の規定に係る第一号基礎的電気通信役務の提供に要した原価及び第一号基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額明細表

［同左］

		収益の額	設備管理部門の第一号基礎的電気通信役務原価		設備利用部門の第一号基礎的電気通信役務原価	第一号基礎的電気通信役務原価
			うち第一種公衆電話機台数削減以外の原価	うち第一種公衆電話機台数削減原価		
１　施行規則第14条第１号に掲げるもの	(1)　同号イに掲げるもの					
	(2)　同号ロに掲げるもの					
	(3)　同号ハに掲げるもの					
	小　計					
２　施行規則第14条第２号に掲げるもの	(1)　同号イに掲げるもの					
	(2)　同号ロに掲げるもの					
	(3)　同号ハに掲げるもの					
	小　計					
合　計						

［注１　同左］